

【重要】必ずお読みください

令和7年度（2025年度）

神奈川県 大型等運転免許取得促進奨励金

■申請受付期間

令和7年6月23日（月）～ 令和8年2月13日（金）

※ 予算の範囲内で交付するものであり、
申請金額が予算の範囲を超えた日をもって受付終了とします。

申請の手引き

神奈川県商業流通課

○本手引きに記載のないものについては、要綱を参照、または神奈川県大型等運転免許取得促進奨励金事務局に確認してください。

不正受給（交付要件を満たしているように偽って申請すること等）が発覚した場合、交付決定を取り消すとともに、全額返還を求めることになります。

本奨励金は「物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金」を活用した事業です。

（令和7年6月23日版）

奨励金の交付申請をされるみなさまへ

神奈川県大型等運転免許取得促進奨励金（以下「奨励金」という。）を交付申請される方は、要綱及び本手引きを十分確認いただいた上で、適切に手続きを行ってください。

<目次>

はじめに	1
I 事業について	2
1 事業の目的	2
2 対象事業者、対象事業者が雇用する従業員	2
3 交付対象経費	3
4 交付額	3
5 申請の流れ	5
II 交付の手続きについて	6
1 申請手続	6
(1)申請期限	6
(2)申請書類	6
(3)申請方法	8
2 交付・不交付決定について	8
3 その他の手続について	8
(1)交付申請取下げについて	8
(2)交付決定の取消について	8
(3)交付取消に伴う返還命令について	8
III よくあるお問合せ	9
IV 申請様式記入例	10
1 (1)交付申請書（様式第1）	10
(2)確認事項（様式第1の2）	11
(3)代表者・役員等氏名一覧表（様式第1の3）	17
2 取下書（様式第4）	18

はじめに

この手引きにおいて使用される用語の意義は以下のとおりです。

☞ 一般貨物自動車運送事業

貨物自動車運送事業法（平成元年法律第83号）第2条第2項に規定する、他人の需要に応じ、有償で、自動車（三輪以上の軽自動車及び二輪の自動車を除く。）を使用して貨物を運送する事業であって、特定貨物自動車運送事業以外のものをいう。

☞ 特定貨物自動車運送事業

貨物自動車運送事業法（平成元年法律第83号）第2条第3項に規定する、特定の者の需要に応じ、有償で、自動車（三輪以上の軽自動車及び二輪の自動車を除く。）を使用して貨物を運送する事業をいう。

☞ 中小貨物運送事業者

資本金の額もしくは出資の総額が3億円以下又は常時使用する従業員の数が300人以下であって、一般貨物自動車運送事業、特定貨物自動車運送事業の許可を受けた法人または個人をいう。

☞ 対象運転免許証

道路交通法（昭和35年法律第105号）第84条第3項に規定する第一種免許のうち、次のいずれかに該当する免許証。イ及びウにあっては、同法第91条に規定する条件のうち、積載重量が限定された中型自動車免許及び準中型自動車免許における当該限定が解除された場合を含む。

ア 大型自動車免許

イ 中型自動車免許

ウ 準中型自動車免許

エ けん引免許（第一種に限る）

I 事業について

1 事業の目的

物価高騰等の影響を受けて厳しい経営環境におかれている貨物運送業界の担い手確保を支援するため、県内中小貨物運送事業者が従業員にトラックの運転免許等を取得させた際に、大型等運転免許取得促進奨励金を交付することで、免許取得を行うことを奨励するものです。

2 交付対象者、交付対象者が雇用する従業員

この奨励金の交付を受けることができる者（以下「交付対象者」という。）は、従業員の運転免許取得に係る経費を負担した中小貨物自動車運送事業者であって、次の各号に掲げる要件を全て満たすものとします。

【交付対象者の要件】

- (1) 県内に登記簿上の本店がある法人又は県内に主たる事務所等がある個人事業主であること。
- (2) 当該事業者全体における事業用貨物自動車の保有車両数が5両以上であること。
- (3) 今後も、引き続き事業を継続する意向を有すること。
- (4) 神奈川県が実施する神奈川県大型等運転免許取得促進事業のフォローアップ調査に協力すること。

【交付対象者が雇用する従業員の要件】

また、交付対象者が申請日時時点で雇用している従業員は、自動車教習所に入校する日から奨励金の交付申請をするまでの間において、奨励金交付対象者の県内の事業所に勤務していた期間のある者に限ります。



注意事項

<交付対象となる事業所>

県内に本店又は主たる事務所がある事業者のみが対象であり、本社（本店）が県外にある事業者は対象とはなりません。

3 交付対象経費

奨励金の交付対象となる経費は、新たに対象運転免許証の交付を受けるために、自動車教習所へ支払った費用（次ページ＜交付対象とならない経費（例）＞に掲げる経費を除く。）です。



注意事項

＜他の公的制度から補助等を受けたとき＞

他の公的制度からの補助や教育訓練給付金を受けている又は受ける予定の場合は、自動車教習所へ支払った費用から、当該補助等の額を除いた額を、奨励金対象経費とします。

（例）従業員が大型免許を取得（免許取得費用25万円）し、他団体から12.5万円の補助を受けている場合

免許取得費用 25 万円	—	他団体からの補助 12.5 万円	=	神奈川県奨励金対象経費 12.5 万円
-----------------	---	---------------------	---	------------------------

＜交付対象とならない経費（例）＞

- ・消費税及び地方消費税相当額
- ・従業員自身が負担した費用（事業者が教習及び講習費用の一部を負担した場合は、事業者負担部分のみが交付対象経費となります）。
- ・免許交付手続き費用（免許交付手数料）、**仮免許交付手続き費用**
- ・特例講習のみの受講費用
- ・交付対象者が費用を振り込む際に発生する銀行等への振込手数料
- ・教習等の当日キャンセルに伴うキャンセル料
- ・合宿による免許取得の場合の食費及び宿泊費等

4 交付額

奨励金の交付額は、従前から所持している免許と新たに取得した免許の種類に応じて、次ページの表記載の金額のいずれかを上限として交付します。



注意事項

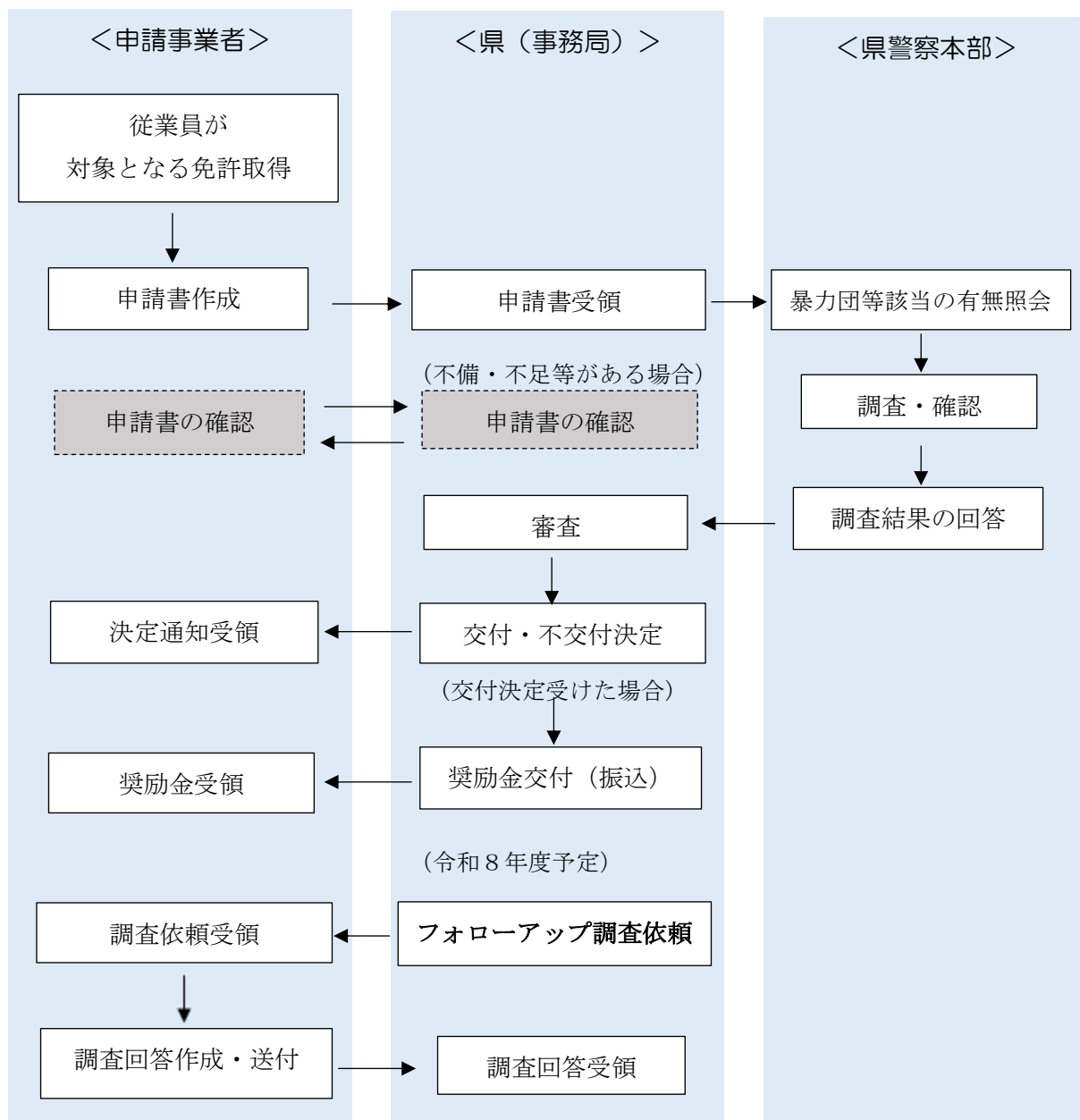
＜交付額の考え方＞

- ・大型等運転免許を取得した従業員1名につき、次ページの表に記載の金額を上限として交付します。
- ・奨励金対象経費が各奨励金の上限金額を下回る場合は、その金額を交付します。
- ・他の補助や教育訓練給付金を受け、当該補助等と県奨励金の合計額が免許取得費用総額を超える場合は、超過した額を奨励金から差し引き交付します。

【交付上限金額一覧表】

		新たに取得した免許			
		大型 (第一種) 免許	中型 (第一種) 免許	準中型免許	けん引 (第一種) 免許
従前に所持している免許	大特カタピラ限定	150,000	90,000	50,000	
	大特一種・二種				80,000
	二輪車免有				-
	所持免許なし				-
	普通A T	150,000	90,000		80,000
	普通MT				
	普通二種A T 限定				
	準中型 5 t A T 限定				
	普通二種				
	準中型 5 t 限定				
	準中型				
	中型一種・二種A T 8 t 限定				
	中型一種・二種 8 t 限定				
	中型一種・二種	120,000	-	-	
	大型一種・二種	-	-	-	

5 申請の流れ



注意事項

＜交付・不交付決定まで＞

申請受領から交付・不交付決定までは時間を要します。申請書に不備・不足等があった場合は、さらに時間を要しますのでご注意ください。

Ⅱ 交付の手続きについて

1 申請手続

(1) 申請期限

令和8年2月13日（金）



注意事項

<対象期間について>

- ・令和7年2月12日以降に自動車教習所に入校した従業員が対象です。
- ・予算の範囲内で交付するものであり、申請金額が予算の範囲を超えた日をもって受付終了とします。

(2) 申請書類

交付申請にあたっては、下記の表に記載された書類を**正本1部**ご提出ください。
※様式は、神奈川県ホームページ（下記URL）からダウンロードしてください。

 <https://www.pref.kanagawa.jp/docs/m2w/oogata.html>



注意事項

<申請及び審査について>

- ・申請書類について県から連絡する場合がありますので、必ず控えを取るようにしてください。
- ・申請書類は、ボールペン等消えないペンで記入してください。（鉛筆・消えるペン等は使用しないでください。）
- ・申請書類等の証拠書類については、奨励金の交付を受けた日の属する会計年度の終了後、5年間保存してください。（要綱第13条関係）
- ・軽微なものは、事務局から電話等で内容を確認させていただき、同意の上で事務局が申請書類を補正することや、追加の書類提出をお願いする場合があります。申請書には必ず日中連絡の取れる連絡先を記載してください。

< 提出書類チェックリスト >

チェック	書類の種類	備考
☐	交付申請書（様式第1）	
☐	確認事項（様式第1の2）	・「新規に取得した運転免許の種類」が大型一種免許の場合は、従前の所持免許により上限額が変わるため、従前の所持免許を確認してください。 ・消費税及び地方消費税相当額や仮免許交付手続き費用等は交付対象経費となりません。対象外の経費を除いて計算されているかご確認ください。（P.3参照）
☐	貨物自動車運送事業法に基づく事業の許可を受けていることが確認できる書類	一般（特定）貨物自動車運送事業に係る許可書、又は貨物軽自動車運送事業に係る届出書の写しなど。 ※事業証明願や認可書でも可。
☐	貨物自動車運送事業報告規則に基づく直近の事業年度の事業概況報告書の写し	資本金及び従業員数の記載された書類の写し。
☐	（法人のみ）法人番号が確認できる書類	国税庁法人番号公表サイトで申請事業者の法人番号を検索し、表示される法人情報の画面
☐	（個人のみ）自動車運転免許証等本人確認の写し	
☐	新たに取得した運転免許証の写し	氏名、交付日及び免許の種類が確認できるもの。
☐	自動車教習所への支払いが証明できる書類の写し	金額及び日付が確認できるもの。（領収書等） 合宿による取得の場合は、食費及び宿泊費等の明細が確認できるもの。（明細が出ない場合は、免許取得した教習所において、通所により取得した場合の費用が分かるパンフレット等を添付してください。）
☐	従業員が県内の事業所に所属、勤務していることが確認できる書類	事業所名が確認できるもの（雇用保険被保険者資格取得等確認通知書（事業主通知用）の写し等） ・健康保険証では従業員が勤務している事業所が確認できないため、ご注意ください。
☐	奨励金振込先の口座に関する情報が分かる書類	「金融機関名」「支店名」「預金種別」「口座番号」「口座名義（カナ）」が確認できるもの ・「金融機関名」「支店名」「預金種別」「口座番号」「口座名義（カナ）」が確認できる、<u>通帳の表紙を1枚めくった見開きのページ</u>を提出してください。 ・インターネット・web 通帳の場合、上記の全ての項目が確認できる画面を提出してください。 ・なお、口座名義は交付決定を受けた事業者（法人又は個人事業主）の名義に限ります。
☐	（法人のみ）代表者・役員等氏名一覧表（様式第1の3）	
☐	（他の公的制度から補助等を受けている又は受ける予定の場合）交付決定通知書、交付申請書の写し等、補助額が分かる書類	交付済みの場合は、交付決定通知書、申請予定及び申請中の場合は、交付申請書の写し等。
☐	前各号に掲げるもののほか、資格の確認に必要と認める書類	

(3) 申請方法

下記の提出先まで郵送でご提出ください。

※郵便事故等による書類の遅延、紛失等に対し、責任を負いません。

※直接持参による受付は行いません。

【提出先】

〒105-0001 東京都港区虎ノ門 4-2-12 虎ノ門 4 丁目 MT ビル 2 号館 8 階
株式会社ケー・デー・シー内
神奈川県大型等運転免許取得促進奨励金事務局 あて
※封筒に、『**奨励金 申請書類在中**』と赤字で記載してください。

2 交付・不交付決定について

提出された交付申請書を審査し、奨励金の交付可否について決定した上で、申請者に対し、決定通知書を郵送にて送付します。

なお、交付決定した申請事業者名は、後日、一覧としてホームページに掲載します。

3 その他の手続について

(1) 交付申請取下げについて

申請事業者は、取下書（様式第4）を提出することにより、申請の取下げを行うことができます。

(2) 交付決定の取消について

申請事業者が、次のいずれかに該当したときは、当該交付決定の全部又は一部を取り消すことがあります。

- ①偽りその他不正の手段によることが明らかであるとき。
- ②要綱第3条及び第4条各号の要件に該当しないことが判明したとき。
- ③要綱第7条の交付申請書又は同条各号の添付書類の内容について、事実と異なることが判明したとき。
- ④要綱第8条第1項各号に該当したとき。
- ⑤要綱第11条第1項の規定による申請の取下げがあったとき。
- ⑥その他要綱の規定又は第10条の交付決定の際に付した条件に違反したとき。

(3) 交付取消に伴う返還命令について

交付取消決定を受けた申請事業者において、既に奨励金の交付を受けている場合には、速やかにその返還を命じるものとします。

＜問合せ先＞

神奈川県大型等運転免許取得促進奨励金事務局

電話：03-6403-1075

受付時間：平日（土日祝日及び12月29日から1月3日を除く）

9:00～12:00／13:00～17:00

Ⅲ よくあるお問合せ

Q 1 奨励金交付額の1事業者あたりの上限額はありますか。

→上限はありません。

Q 2 交付の対象とする免許取得期間はいつからいつまででしょうか。

→自動車学校の入校年月日が令和7年2月12日以降であり、令和8年2月13日の申請期限に間に合うものが対象です。

ただし、予算の範囲内で交付するものであり、申請金額が予算の範囲を超えた日をもって受付終了とします。

Q 3 本社は神奈川県外ですが、県内に営業所があります。対象になりますか。

→対象になりません。登記簿上の本店所在地が県内の企業のみが対象です。

Q 4 トラックを所有しており、自社製品の配送に使用していますが、今回の対象事業者になりますか。

→一般貨物自動車運送事業又は特定貨物事業者運送事業の許可を取得している場合は、対象となります。

Q 5 合宿による免許取得の場合、食費及び宿泊費等は対象経費にならないとのことですが、領収書に食費等の内訳は出てきません。問題ありませんか。

→まずは、教習所のパンフレットやホームページに内訳の記載がないか確認してください。記載がない場合、教習所に内訳を記載した領収書が発行できないか確認してください。

発行できない場合は、教習所に問い合わせた内容（問い合わせ日時、担当者、内容等）をメモし、領収書と併せて提出してください。

教習所に問い合わせても内訳が分からない場合、同じ教習所において通所で取得した場合の費用を、教習所のパンフレット等により示してください。

合宿による取得と通所による取得の費用を比較して、安価な方を交付対象経費とします。

IV 申請様式記入例

1 (1) 交付申請書（様式第1）

様式第1（第7条関係）
神奈川県大型等運転免許取得促進奨励金交付申請書

神奈川県知事 殿

令和7年〇月〇日

住所又は所在地 郵便番号
〒231-8588 神奈川県横浜市中区日本大通1

氏名又は団体名 株式会社〇〇〇
及び代表者氏名 代表取締役 神奈川 太郎

様式第1の2（D）交付申請額の欄から転記してください

神奈川県大型等運転免許取得促進奨励金交付要綱第7条に基づき、神奈川県大型等運転免許取得促進奨励金の交付を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

交 付 申 請 額	125,000 円
神奈川県が実施する神奈川県大型等運転免許取得促進奨励金事業のフォローアップ調査に協力することについて（□にチェックする）、 ☒ 同意します ☐ 同意しません	
添 付 書 類	1 確認事項（様式第1の2） 2 貨物自動車運送事業法に基づく事業の許可を受けていることが確認できる書類 3 貨物自動車運送事業報告規定の事業概況報告書の写し 4① （法人のみ）法人番号が確認できる書類 4② （個人のみ）自動車運転免許証等本人確認の写し 5 新たに取得した運転免許証の写し 6 自動車教習所への支払いが証明できる書類の写し 7 従業員が県内の事業所に所属、勤務していることが確認できる書類 8 奨励金振込先の口座に関する情報が分かる書類 9 （法人のみ）代表者・役員等氏名一覧表 10 （他の公的制度から補助等を受けている又は受ける予定の場合）補助額が分かる書類 （11 前各号に掲げる書類）
調査の協力に同意することが奨励金交付の条件です	
申請書に不備・不足等があった場合等に対応できる担当者を記載してください	
<連絡先>	
所属（室課名）	〇〇事業所 総務部
担当者氏名	神奈川 花子
電話番号	〇〇〇〇〇〇
メールアドレス	〇〇〇〇〇〇
日中連絡のとれる電話番号を記載してください	

神奈川県内に、
本店又は主たる事務所がある法人
又は県内に事業所がある個人事業
主が対象です

(2) 確認事項 (様式第1の2)

・免許取得した従業員が1人の場合

様式第1の2 (第7条関係)

確 認 事 項

1 (法人のみ記載) 企業全体に関する事項

常時雇用する労働者数	資本の総額又は出資の総額	保有車両	経営する事業 (□にチェックする)
300 人	3 億 円	5 台	☒ 一般貨物自動車運送事業 ☐ 特定貨物自動車運送事業

中型 8 t 限定は 1-1 にチェック
(1-2 にチェックすると交付金額が変わるため注意)

2 申請にかかる運転免許について

① (1人目)

新規に取得した 運転免許の種類 (□にチェックする)	☒ 1-1 大型一種免許(従前の所持免許が <u>中型一種・二種以外</u>) ↓ 1-1 は、従前の所持免許の種類にチェックしてください。 ☒ ① 中型一種・二種 8 t 限定 ☐ ② 準中型・普通車等、 <u>中型一種・二種 8 t 限定以外</u>		
	☐ 1-2 大型一種免許(従前の所持免許が <u>中型一種・二種に限る</u>) ☐ 2 中型一種免許 ☐ 3 準中型免許		
取 得 年 月 日	① 令和〇年〇月〇日	免許取得者の氏名	①〇〇 〇〇
自動車教習所名 (□にチェックする)	①	〇〇〇自動車学校	
		☒ 通所による取得	☐ 合宿による取得
入校・卒業年月日	入校	① 令和〇年〇月〇日	卒業 ① 令和〇年〇月〇日

② (2人目)

新規に取得した 運転免許の種類 (□にチェックする)	☐ 1-1 大型一種免許(従前の所持免許が <u>中型一種・二種以外</u>) ↓ 1-1 は、従前の所持免許の種類にチェックしてください。 ☐ ① 中型一種・二種 8 t 限定 ☐ ② 準中型・普通車等、 <u>中型一種・二種 8 t 限定以外</u>		
	☐ 1-2 大型一種免許(従前の所持免許が <u>中型一種・二種に限る</u>) ☐ 2 中型一種免許 ☐ 3 準中型免許		
取 得 年 月 日	② 年 月 日	免許取得者の氏名	②
自動車教習所名 (□にチェックする)	②		
		☐ 通所による取得	☐ 合宿による取得
入校・卒業年月日	入校	② 年 月 日	卒業 ② 年 月 日

3 他団体からの、当該従業員の大型等免許取得に係る補助等（予定を含む）について（□にチェックする）

- ☐ 1 他団体からの補助等を受給しません。
☒ 2 他団体からの補助等を受給したことがあります。
（下記に受給した補助金・助成金の名称を記載してください。）
☐ 3 他団体からの補助等を受給する予定です。
（下記に受給した補助金・助成金の名称を記載してください。）

（補助金・助成金の名称）

①（1人目）	〇〇〇補助金
--------	--------

- ☐ 1 他団体からの補助等を受給しません。
☐ 2 他団体からの補助等を受給したことがあります。
（下記に受給した補助金・助成金の名称を記載してください。）
☐ 3 他団体からの補助等を受給する予定です。
（下記に受給した補助金・助成金の名称を記載してください。）

（補助金・助成金の名称）

②（2人目）	
--------	--

消費税や仮免許交付手続き費用等は対象外です
対象外経費を除いているか確認してください

4 負担金額及び交付申請額

①（1人目）

(A) 免許取得用総額 (自動車教習所の費用)	(B) 他団体からの補助額 (予定を含む)	国・他団体からの補助を受けていない場合は「0円」			奨励上限金額 (C)
		大型一種免許	1人あたり 150,000円	=	125,000円
		大型一種免許 (従前所持免許が中型一種、中型二種)	1人あたり 120,000円	=	円
		中型一種免許	1人あたり 90,000円	=	円
		準中型免許	1人あたり 50,000円	=	円
		けん引免許	1人あたり 80,000円	=	円

②（2人目）

(A) 免許取得用総額 (自動車教習所の費用)	(B) 他団体からの補助額 (予定を含む)	免許種類	上限金額		奨励上限金額 (C)
		大型一種免許	1人あたり 150,000円	=	円
		大型一種免許 (従前所持免許が中型一種、中型二種)	1人あたり 120,000円	=	円
		中型一種免許	1人あたり 90,000円	=	円
		準中型免許	1人あたり 50,000円	=	円
		けん引免許	1人あたり 80,000円	=	円

(D) 交付申請額
(様式第 1 に記載する額)

125,000 円

(D) 交付申請額 の計算方法

ア: $(A) - (B) \geq (C)$ の場合は (C) 奨励上限金額の合計を記載
 イ: $(A) - (B) < (C)$ の場合は $(A) - (B)$ で計算した額を記載
 ウ: ①と②、2名いる場合は、アまたはイで計算した合計額を記載

5 宣誓・同意事項

次の項目に宣誓又は同意する場合
 交付には全ての項目に✓の印が必要

(A) - (B) $\geq$ (C) の場合は (C)、
 (A) - (B) < (C) の場合は (A) - (B)
 の額を (D) に記載してください

✓	No.	項 目
✓	1	申請日まで、事業に必要な許可等を有したうえで事業を継続して実施しており、今後も事業を継続する意向があります。
✓	2	資本金・出資金 3 億円以下又は従業員 300 人以下の事業者であることに相違ありません。
✓	3	法人代表者及び役員等並びに個人事業者について、暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条に規定する暴力団員等には該当しないことを確認するため、申請時に提出した書類に記載された個人情報について神奈川県警察本部に照会することに同意します。
✓	4	本申請内容に虚偽があった場合、奨励金交付決定の取消し及び返還について異議を申し立てません。
✓	5	申請内容は、交付要綱の規定に基づく適正なものであることを誓約します。また、審査に必要な場合、関係機関に対し申請内容を照会することについて同意します。
✓	6	神奈川県から、報告・立会検査等の求めがあった場合は、これに応じます。

奨励金の交付には全ての項目に
 ✓の印が必要です

・免許取得した従業員が2人の場合

様式第1の2（第7条関係）		免許取得者をそれぞれ①、②に記載してください 2人以上いる場合は、本様式を必要分印刷して記載してください	
1 （法人のみ記載）企業全体に関する事項			
常時雇用する労働者数	資本の総額又は出資の総額	保有車両	経営する事業 （□にチェックする）
300 人	3 億 円	5 台	☒ 一般貨物自動車運送事業 ☐ 特定貨物自動車運送事業
2 申請にかかる運転免許について			
①（1人目）			
新規に取得した運転免許の種類 （□にチェックする）	☐ 1-1 大型一種免許（従前の所持免許が中型一種・二種以外） ↓ 1-1 は、従前の所持免許の種類にチェックしてください。 ☐ ① 中型一種・二種 8 t 限定 ☐ ② 準中型・普通車等、 <u>中型一種・二種 8 t 限定以外</u> ☒ 1-2 大型一種免許（従前の所持免許が <u>中型一種・二種に限る</u> ） ☐ 2 中型一種免許 ☐ 3 準中型免許		
取得年月日	① 令和〇年〇月〇日	免許取得者の氏名	①〇〇 〇〇
自動車教習所名 （□にチェックする）	① <u>〇〇〇自動車学校</u> ☒ 通所による取得 ☐ 合宿による取得		
入校・卒業年月日	入校 ① 令和〇年〇月〇日	卒業	① 令和〇年〇月〇日
②（2人目）			
新規に取得した運転免許の種類 （□にチェックする）	☐ 1-1 大型一種免許（従前の所持免許が中型一種・二種以外） ↓ 1-1 は、従前の所持免許の種類にチェックしてください。 ☐ ① 中型一種・二種 8 t 限定 ☐ ② 準中型・普通車等、 <u>中型一種・二種 8 t 限定以外</u> ☒ 1-2 大型一種免許（従前の所持免許が <u>中型一種・二種に限る</u> ） ☒ 2 中型一種免許 ☐ 3 準中型免許		
取得年月日	② 令和〇年〇月〇日	免許取得者の氏名	②〇〇 〇〇
自動車教習所名 （□にチェックする）	② <u>〇〇〇ドライビングスクール</u> ☐ 通所による取得 ☒ 合宿による取得		
入校・卒業年月日	入校 ② 令和〇年〇月〇日	卒業	② 令和〇年〇月〇日

3 他団体からの、当該従業員の大型等免許取得に係る補助等（予定を含む）について（□にチェックする）

☐ 1 他団体からの補助等を受給しません。

☒ 2 他団体からの補助等を受給したことがあります。
（下記に受給した補助金・助成金の名称を記載してください。）

☐ 3 他団体からの補助等を受給する予定です。
（下記に受給した補助金・助成金の名称を記載してください。）

（補助金・助成金の名称）

①（1人目）	〇〇〇補助金
--------	--------

☐ 1 他団体からの補助等を受給しません。

☐ 2 他団体からの補助等を受給したことがあります。
（下記に受給した補助金・助成金の名称を記載してください。）

☒ 3 他団体からの補助等を受給する予定です。
（下記に受給した補助金・助成金の名称を記載してください。）

（補助金・助成金の名称）

②（2人目）	〇〇〇助成金
--------	--------

消費税や仮免許交付手続き費用等は対象外です
対象外経費を除いているか確認してください

4 負担金額及び交付申請額

①（1人目）

(A) 免許取得用総額 (自動車教習所の費用)	(B) 他団体からの補助額 (予定を含む)	国・他団体からの補助を受けていない場合は「0円」		奨励上限金額 (C)	
250,000 円 ※消費税等は除いた額を記載	125,000 円 ※ない場合は0円と記載	大型一種免許	1人あたり 150,000 円	=	円
		大型一種免許 (従前所持免許が中型一種、中型二種)	1人あたり 120,000 円	=	120,000 円
		中型一種免許	1人あたり 90,000 円	=	円
		準中型免許	1人あたり 50,000 円	=	円
		けん引免許	1人あたり 80,000 円	=	円

②（2人目）

(A) 免許取得用総額 (自動車教習所の費用)	(B) 他団体からの補助額 (予定を含む)	免許種類	上限金額	奨励上限金額 (C)	
200,000 円 ※消費税等は除いた額を記載	90,000 円 ※ない場合は0円と記載	大型一種免許	1人あたり 150,000 円	=	円
		大型一種免許 (従前所持免許が中型一種、中型二種)	1人あたり 120,000 円	=	円
		中型一種免許	1人あたり 90,000 円	=	90,000 円
		準中型免許	1人あたり 50,000 円	=	円
		けん引免許	1人あたり 80,000 円	=	円

(D) 交付申請額
(様式第1に記載する額)

210,000 円

(D) 交付申請額 の計算方法

ア: $(A) - (B) \geq (C)$ の場合は、(C) 奨励上限金額の合計を記載
 イ: $(A) - (B) < (C)$ の場合は、 $(A) - (B)$ で計算した額を記載
 ウ: ①と②、2名いる場合は、アまたはイで計算した合計額を記載

5 宣誓・同意事項

次の項目に宣誓又は同意する場合に、
 交付には全ての項目に✓の印が必要です

✓	No.	項 目
✓	1	申請日まで、事業に必要な許可等を有したうえで事業を継続して実施しており、今後も事業を継続する意向があります。
✓	2	資本金・出資金3億円以下又は従業員300人以下の事業者であることに相違ありません。
✓	3	法人代表者及び役員等並びに個人事業者について、暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条に規定する暴力団員等には該当しないことを確認するため、申請時に提出した書類に記載された個人情報について神奈川県警察本部に照会することに同意します。
✓	4	本申請内容に虚偽があった場合、奨励金交付決定の取消し及び返還について異議を申し立てません。
✓	5	申請内容は、交付要綱の規定に基づく適正なものであることを誓約します。また、審査に必要な場合、関係機関に対し申請内容を照会することについて同意します。
✓	6	神奈川県から、報告・立会検査等の求めがあった場合は、これに応じます。

(A) - (B) $\geq$ (C) の場合は (C)、
 (A) - (B) < (C) の場合は (A) - (B)
 の額を (D) に記載してください

奨励金の交付には全ての項目に
 ✓の印が必要です

(3) 代表者・役員等氏名一覧表（様式第1の3）

様式第1の3（第7条関係）

代表者・役員等氏名一覧表

令和〇年〇月〇日現在の役員

役職名	氏名	氏名のカナ (大正 T、昭和 S、平成 H)	生年月日 (男・女)	性別 (男・女)	住所
<代表者> 代表取締役	神奈川 太郎	カナガワ タロウ	S 53. 4. 1	男	神奈川県横浜市 中区日本大通 1
取締役	〇〇 〇〇	〇〇〇 〇〇	S 54. 5. 1	女	神奈川県横浜市 〇〇〇〇〇
監査役	〇〇 〇〇	〇〇〇 〇〇	S 55. 6. 1	女	神奈川県川崎市 〇〇〇〇〇

登記事項証明書に記載された役員全員を記載してください
役職名は登記事項証明書に記載されているように記載してください

2 取下書（様式第4）

様式第4（第11条関係）	
神奈川県大型等運転免許取得促進奨励金交付申請取下書	
令和7年〇月〇日	
神奈川県知事 殿	
住所又は所在地 郵便番号 〒231-8588 神奈川県横浜市中区日本大通1	
申請人 氏名又は団体名 株式会社〇〇〇 及び代表者氏名 代表取締役 神奈川 太郎	
令和7年〇月〇日付けで提出した神奈川県大型等運転免許取得促進奨励金交付申請書 については、下記理由により取下げます。	
取下げ理由 〇〇〇〇〇〇〇〇のため。	交付申請書の日付を記載してください
理由は詳細に記載してください	